

①地域計画 市町村により異なる

- (受付：5月8月11月2月末日) 年4回
- ・農業経営基盤強化促進法第19条
- ・農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11-4
- ・地域計画のブラッシュアップ(目標の再設定)



②農業振興地域計画の変更(除外)

- ・農業振興地域の整備に関する法律第13条
- ・市町村農業振興地域整備計画の管理等事務処理要領
- (締め切りは2月末、8月末)
- ※農業委員会の農転の見込みを原則として、農振除外を進める。



③農地転用【農業委員会】

- ・農地法第4条第5条



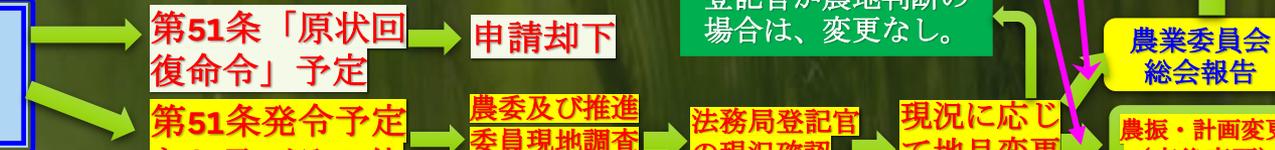
A 農地法違反転用法50条・法51条報告
違反転用事実(定期報告) 4回/年
農林水産省/県指導調整課

- ① 県指導調整課 農地法第50条・第51条報告・相談
- ② 定期調査3月、6月、9月、12月[土地・所在農地区分、対応状況など]
- ③ 東北農政局実地検査(抽出市町村)

B 現況確認
・国【農地法の運用】
・県【農地法関係事務処理の手引】
・泉崎村農地の所有者等からの依頼に基づく非農地判断事務処理要領



C 特別法
・不動産登記法第25条
・不動産登記事務取扱手続準則第60条第1項



①～③許可の順番。ABは農地法等の事務。Cは特別法